

北九州市監査公表第31号  
平成22年8月20日

北九州市監査委員	大庭清明
同	大津雅司
同	長野敏彦
同	加来茂幸

監査委員の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

1 監査の種類

行政監査

(テーマ：産業経済局所管の市単独補助金について)

2 監査の対象

(1) 産業経済局

(2) 平成20年度に、産業経済局所管の市単独補助金を交付した団体

3 監査の期間

平成21年7月1日から平成22年3月2日まで

4 監査公表の時期

平成22年4月15日(平成22年監査公表第5号)

5 監査の結果に基づく措置状況（産業経済局）

（1）交付決定について

監査の結果	措置状況
<p><b>ア 交付決定</b>            （中小企業振興課：「中小企業支援センター経営支援事業」「ビジネスチャンス拡大支援事業」「自動車産業新規参入・取引拡大支援事業」、雇用開発課：「高年齢者雇用環境づくり事業」、新産業振興課：「学術研究拠点推進事業」「海外連携プロジェクト助成事業」「産学官連携研究開発推進事業」「ロボット産業振興事業」「半導体産業振興事業」「知的クラスター（第期）推進事業」「ベンチャー総合支援事業」「カーエレクトロニクス拠点化整備推進事業」）</p> <p>補助金の交付決定に当たっては、補助対象事業について、対象経費や補助率等の明確な基準を定め（交付要綱・要領等）、行政運営の公正性や透明性の確保により一層留意されたい。</p>	<p>（中小企業振興課）            補助金の交付決定に当たり、補助対象事業について、対象経費や補助率等の明確な基準を平成22年度中に定めることとした。</p> <p>（雇用開発課）            補助金の交付に関する基準を明確に定めた要綱を作成中。</p> <p>（新産業振興課）            指摘事項について、行政運営の公正性や透明性の確保という観点から、補助要綱等の基準の策定を検討し、補助金交付決定に係る事務手続きの一層の適正化を図る。</p>
<p><b>イ 決定審査</b>            （中小企業振興課：「中小企業技術開発振興助成金」）</p> <p>交付決定したにもかかわらず、経営の悪化により、申請した事業内容どおりの実績が出ていない事案がみられた。</p> <p>とくに概算払の場合で、補助事業者の選定や交付の決定等を行う際には、</p>	<p>（中小企業振興課）            従来は、申請企業の経営状況を把握するため、2年分の決算書（B/S、P/L）を元に、外部調査員が経営分析を行い、所見を付した報告書を審査資料としていたが、平成21年度より、申請</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>補助事業者の経営状況や進捗状況等を十分に把握した上で、必要な対応を図られたい。</p>	<p>企業の提出資料に直近年度の勘定科目内訳書を追加し、資産・負債の明細を見ることで、技術開発に必要となる自己資金が確保できるかどうかの調査を行うこととした。更に、実情を把握する必要がある場合は、評価検討会の席上で直接ヒアリングを行い、総合的に判断・決定することとした。</p>
<p><b>ウ 指令文</b>  ( 貿易振興課：「国際競争力強化事業」、新産業振興課：「産学官連携研究開発推進事業」 )  交付決定通知文書について、指令文となっていないものがあった。  指令とは、行政機関がその権限に基づき、特定の個人又は団体の申請、願いに対して許可、認可、承認等の意思を表示する場合に用いる文書である。  また、指令は、法令、通達などで書式が定められている場合が多く、その場合には定められた書式によることとなっており、「北九州市補助金等交付規則の施行について」(昭和41年4月1日助役通達)にも様式が定められている。規則等を遵守し、適正な事務処理を行われたい。</p>	<p>( 貿易振興課 )  指摘を受けた文書については、直ちに適正な指令文に改め、当課で使用する様式データについても修正を行った。関係規則等を遵守し、今後とも適正な事務処理に努める。</p> <p>( 新産業振興課 )  適正な事務処理の執行について、課内に周知徹底を行うとともに、指摘箇所を修正した様式の共有によりチェック体制を強化し、再発防止に努めている。</p>
<p><b>エ 取下げ期限</b>  ( 雇用開発課：「高年齢者雇用環境づくり事業」、誘致課：「企業立地促進補助金」、新産業振興課：「学術研究拠点推進事業」「海外連携プロジェクト助成事業」「ロボット産業振興事業」「ベンチャー総合支援事業」 )  交付決定通知書に記載の取下期限が、交付決定通知を発した時点で過ぎているものがあった。  「北九州市補助金等交付規則」(昭和41年3月31日付規則第27号)第8条では、「申請者は、前条(決定の通知)の規定による通知を受けた場合におい</p>	<p>( 雇用開発課 )  事務処理にあたっては、補助金の「申請」や「決定通知」など全ての事務処理日等をチェックする「支払事務チェック表」を有効活用することによって、不適切な事務処理発生を防止することとした。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>て、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容またはこれに付された条件に異議があるときは、当該通知を発送した日から15日以内に、申請の取下げをすることができる。」と規定し、「北九州市補助金等交付規則の施行について」では、取下げることができる期限について、交付の決定の通知書に併記する事項として欠くことのできないものであると定めている。</p> <p>規則等を遵守し、適正な事務処理を行われたい。</p>	<p>(誘致課) 今回のミスを防ぐ措置として、交付決定通知書を交付する際、2名の課員が取下期限の記載を確認し決裁添付の控に押印することをルール化し、監査以降継続して実施している。</p> <p>(新産業振興課) 指摘事項に係る適正な事務処理の執行について、課内に周知徹底を行うとともに、「支払事務チェック表」により事務処理日の確認を行い、再発防止に努めている。</p>
<p>オ <u>実績報告提出期限</u> (貿易振興課：「国際競争力強化事業」)</p> <p>決定通知記載の実績報告提出期限が、申請時の事業完了予定日から20日を超えているものがあった。</p> <p>「北九州市補助金等交付規則」第15条では、補助事業者等は、補助事業等が完了したときは20日以内に実績報告書を市長に提出しなければならないと定めている。</p> <p>規則等を遵守し、適正な事務処理を行われたい。</p>	<p>(貿易振興課) 「支払事務チェック表」の有効活用により再発防止に努めると共に、複数の職員で確認を行うこととし、チェック体制を強化した。</p>

(2) 実績報告について

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>ア <u>実績報告</u> (雇用開発課：「高年齢者雇用環境づくり事業」「若年者就業支援促進事業」)</p> <p>実績報告に添付の収支計算書が、事業報告書に記載の事業内容や実績を示すものとなっていないものや、事業毎の合計支出額となっており、支出の明細が確認できないため、使途が適正であるかどうかの判断ができないものがあった。</p>	<p>(雇用開発課) 平成21年度実績報告からは、収支決算書に加え、事業毎の支出明細書の提出を求め、的確な審査を行うよう改めた。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>実績報告は、補助金等の交付の決定の際に付した条件等により補助事業等が適正に行われたかどうかを審査し、最終的な補助金等の額の確定をする重要な資料となるものであるので、その記載内容について、判定に資するに足るものを徴されたい。</p>	

( 3 ) 補助金額の確定について

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p><b>ア 確定決裁</b>  ( 商業振興課：「空き店舗賃借料補助事業」、新産業振興課：「産学官連携研究開発推進事業」 )  補助金額確定の決裁において、算定基礎の説明に不備があるもの、実績報告の受領日前に確定の起案をしているもの、さらに額確定決裁に記載の実績報告書の文書番号及び日付が、実際の実績報告書の文書番号及び日付と異なるものがあった。  適正な事務処理を行われたい。</p>	<p>( 商業振興課 )  補助決定の決裁だけでなく確定の決裁にも、遺漏なく算定基礎の説明を記載することとした。</p> <p>( 新産業振興課 )  指摘事項に係る適正な事務処理の執行について、課内に周知徹底を行うとともに、「支払事務チェック表」による事務処理日の確認や、発行した額確定通知書の写しと決裁書類との記載内容の照合により、チェック体制を強化し、再発防止に努めている。</p>
<p><b>イ 対象事業</b>  ( 雇用開発課：「若年者就業支援促進事業」 )  補助事業の目的から、補助の対象とすべきでないものがあった。  補助金額の確定に当たっては、制度の目的にかなったものであるかどうかを厳正に審査のうえ行われたい。</p>	<p>( 雇用開発課 )  補助金額確定の審査に当たり、平成21年度実績報告からは、収支決算書に加え、事業毎の支出明細書を徴するよう改めた。この支出明細書を基に、実施された事業が補助対象として目的にかなったものであるかどうかを厳正に審査している。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>ウ <u>確定通知</u>  ( 貿易振興課：「国際競争力強化事業」、新産業振興課：「ロボット産業振興事業」 )</p> <p>確定通知記載の実績報告日が、補助事業者が提出した実績報告書の日と異なっているものや、確定通知日が、確定決裁日より前の日となっているものがあった。</p> <p>補助金額の確定通知書は、補助金の交付の決定の内容及び条件により遂行された実績に基づき、交付の決定の際に定めた補助金の交付の基準に従い正当な補助金の額を通知する重要な文書である。</p> <p>適正な事務処理を行われたい。</p>	<p>( 貿易振興課 )  「支払事務チェック表」の有効活用により再発防止に努めると共に、複数の職員で確認を行うこととし、チェック体制を強化した。</p> <p>( 新産業振興課 )  指摘事項に係る適正な事務処理の執行について、課内に周知徹底を行うとともに、「支払事務チェック表」により事務処理日の確認を行い、再発防止に努めている。</p>
<p>エ <u>戻入書</u>  ( 新産業振興課：「学術研究拠点推進事業」「海外連携プロジェクト助成事業」「半導体産業振興事業」「知的クラスター(第 期)推進事業」「ベンチャー総合支援事業」「カーエレクトロニクス拠点化整備推進事業」、中小企業振興課：「自動車産業新規参入・取引拡大支援事業」 )</p> <p>補助金額の確定に伴い、戻入が発生する補助金について、補助金額を確定する前に、戻入書を債権者へ渡しているものや、確定通知発送前に戻入の納付期限を設定しているものがあった。</p> <p>戻入書については、支払精算及び戻入伺の決裁終了後、債権者へ渡すべきであり、戻入書の納期限は、返還の通知を發した日から20日をこえない範囲で定めるべきである。</p> <p>適正な事務処理を行われたい。</p>	<p>( 新産業振興課 )  指摘事項に係る適正な事務処理の執行について、課内に周知徹底を行うとともに、「支払事務チェック表」により事務処理日の確認を行い、再発防止に努めている。</p> <p>( 中小企業振興課 )  指摘事項に係る適正な事務処理の執行について、周知徹底を行うとともに、「支払事務チェック表」により、事務処理日の確認を行い、再発防止に努めている。</p>

( 4 ) 支払方法について

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>ア 支払方法            ( 商業振興課：「空き店舗賃借料補助事業」)            補助金の振込口座名義が、補助事業者の会計担当者になっているが、補助事業者から提出された委任状に委任する内容の記載がなく、委任状としては不適切なものがあつた。            適正な事務処理を行われたい。</p>	<p>( 商業振興課 )            委任状の記載内容に遺漏のないよう留意する。</p>

( 5 ) 要綱等について

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>ア 要綱等について            ( 貿易振興課：「国際競争力強化事業」、商業振興課：「中小企業団体共同施設等設置補助」「空き店舗賃借料補助事業」「商店街賑わいづくり支援事業」)            法律の改正に伴う要綱の改正がなされていないものや、廃止された県の要綱がそのまま引用されているものがあつた。            また、要綱又は要領の条文について、補助対象が不明確なもの、実態に合っていないもの、他の条文と重複しているもの及び条文相互の整合性のとれていないものがあつた。            補助事業者は、要綱及び要領に基づき補助の申請手続きを行うが、補助金の交付目的、補助対象事業及び交付条件等が記載されている要綱等に不備があれば、適正な補助金の交付ができなくなる。            要綱等の運用に当たっては、法令等関係規程の改廃状況に十分留意し、必要な措置を取られたい。</p>	<p>( 貿易振興課 )            補助対象が明確でないという指摘については解釈に疑義が生じないように、北九州市海外見本市等出展助成金交付要綱の改正を行った。(平成22年4月1日施行)             ( 商業振興課 )            ・ 中小企業団体共同施設等設置補助要領の改正を行った。(平成22年7月5日施行)            ・ 空き店舗賃借料補助事業            「チャレンジショップ推進事業補助金交付要綱」については、「空き店舗賃借料補助要綱」と統合することとした。(「チャレンジショップ推進事業補助金交付要綱」は廃止。)            ・ 商店街賑わいづくり支援事業            要綱及び要領の改正を行った。(平成22年6月1日施行)</p>

( 6 ) 制度の見直しについて

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>ア <u>補助対象事業</u>            ( 新産業振興課 : 「知的クラスター            ( 第 期 ) 推進事業」 )            補助対象事業の内容をみると、別の補助事業を活用した方がより適切であるものがあつた。            補助対象事業の見直しをされたい。</p>	<p>( 新産業振興課 )            指摘事項について、平成 20 年度に「知的クラスター(第 期)推進事業」の補助対象経費であつたカーエレクトロニクス拠点化整備に関する研究者招聘に係る負担金は、平成 21 年度から「カーエレクトロニクス拠点化整備推進事業」の補助対象経費とし、適切な執行を行っている。</p>
<p>イ <u>整理統合</u>            ( 新産業振興課 : 「学術研究拠点推進事業」 )            一つの補助事業を人件費と事業費に分け、別々の制度で補助金を交付している。            本来、補助金は、人件費を含めた事業毎に補助対象経費を決定していくものである。整理統合等、制度の見直しを検討されたい。</p>	<p>( 新産業振興課 )            指摘事項について、補助事業の整理統合等、制度の見直しについて財団法人北九州産業学術推進機構の関連部署と平成 22 年度に協議を行い、より一層の事務の適正化を図る。</p>

( 7 ) 補助事業者に対する指導について

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>ア <u>補助事業者に対する指導</u>            ( 中小企業振興課 : 「自動車産業新規参入・取引拡大支援事業」 )            補助事業者が事業を行うに当たり、補助事業者の規定に不備があるものが見受けられる。市は、補助事業者に対し、補助金の主旨に沿った規定の整備について指導されたい。</p>	<p>( 中小企業振興課 )            指摘事項について、(財)北九州産業学術推進機構中小企業支援センターと協議の上、実施規定の見直しを行った。</p>